

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和5年12月21日

支出負担行為担当官

東京管区気象台長 多田 英夫

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るため実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名 空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等

(2) 業務内容 成田航空地方気象台、東京航空地方気象台及び中部航空地方気象台に設置されている空港気象ドップラーレーダー装置の定期点検作業及び故障保守作業を行う。

(3) 作業期間

ア. 定期点検作業

(ア) 本体部

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に1回（上期）、

令和6年10月1日から令和7年3月31日までの間に1回（下期）

(イ) 処理部

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に1回

イ. 故障保守作業

東京航空地方気象台及び中部航空地方気象台空港気象ドップラーレーダー：

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

成田航空地方気象台空港気象ドップラーレーダー：

令和7年1月31日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

空港気象ドップラーレーダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図るために実施するものである。また、仕様書に基づく保守を行っても機能の保全が困難と認められる部分について

は、その部分の資料を提出させることによって効果的な対策を行うものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア. 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

イ. 令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ. 東京管区气象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置が、航空機の離着陸の安全に必要となる空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関に対する提供を行う機器であることを理解し、空港気象ドップラーレーダー装置の運用に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

空港気象ドップラーレーダー装置の性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料に示す項目について、個々の要件を満足するような保守作業を実施できる機動的な設備を有すること。

(4) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等において関連がなく、中立性・公平性が確保できる者であること。

(5) 守秘性に関する要件

ア. 当台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ. 当台の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(6) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(7) 業務実績に関する要件

当該業務を実施するにあたり、構成する機器の構造、取り扱い方法について熟知し、各機器等の製造若しくは点検・調整及び修理等について実績を有すること。

(8) その他必要と認める要件

本装置に使用されている著作権のあるプログラムにおいて、これを改造並びに改変する権利を有している、若しくは許可を得られること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒204-8501

東京都清瀬市中清戸 3-235

東京管区气象台総務部会計課第一契約係

電話 042-497-7188

Mail tokyokanku_kaikeika@met.kishou.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所

令和5年12月21日(木)から令和6年1月9日(火)まで(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年1月10日(水) 17時00分 (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、5(1)に同じ

(3) 一般競争方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域または東海・北陸地域の競争参加資格を有していない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of service: Periodic maintenance of Doppler Radar for Airport Weather 1 set

(2) Time-Limit to express interests : 17:00 10 January 2024

(3) Contact point for documentation relating to the proposal: MARUYAMA Yuichi, Aviation Administration Section, Management Division, Administration Department, Tokyo Regional Headquarters, Japan Meteorological Agency, 3-235 Nakakiyoto, Kiyose City Tokyo 204-8501 Japan TEL 042-497-7206

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: IWASAKI Takashi, First Contract Section, Finance and Accounting Division, Administration Department, Tokyo Regional Headquarters, Japan Meteorological Agency, 3-235 Nakakiyoto, Kiyose City Tokyo 204-8501 Japan TEL 042-497-7188